

閱覽用

令和6年 第7回

神埼市農業委員会 定例総会議事録

令和6年7月4日

神埼市農業委員会

令和6年 第7回 神崎市農業委員会定例総会 議事録

1 開催日時 令和6年7月4日（木）午前9時開催

2 開催場所 神崎市役所 3階共用会議室

3 出欠者の状況

出席委員 11名

欠席委員 1名

農地利用最適化推進委員 17名

傍聴人 0名

議席番号	役職	氏名	出欠
1	会長	西村睦雄	出
2	副会長	野田 豊	出
3	委員	嘉村尚文	欠
4	委員		
5	委員	中原和之	出
6	委員	貞島清秀	出
7	委員	重松秀明	出
8	委員	野副高司	出
9	委員	樋口康明	出
10	委員	井手元博	出
11	委員	島崎元次	出
12	委員	田中郁英	出
13	副会長	吉浦文雄	出

4 議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名

7番 重松秀明委員 8番 野副高司委員

日程第2 会議書記の指名

事務局 事務局長 山口秀利 係長 大隈裕次

日程第3 付議事件

議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請について 2件

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について 3件

議案第3号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和

4年法律第56号) 附則第5条第1項の規定に基づく神崎市農用地利用集積計画 利用権設定関係について 17件

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知の確認について
4件

5 説明のため出席した職員

【農業委員会事務局職員】

事務局長 山口秀利

農政農地係 係長 大隈裕次

6 会議の概要

(開会)

事務局長

皆様、おはようございます。

本日も農業委員、最適化推進委員の皆様には大変お忙しい中ご出席いただき、誠にありがとうございます。

本会におきましては、継続して感染症等拡大防止に心掛け、円滑な議事の進行にご理解とご協力をお願いいたします。

それでは、着席して、議事を進めさせていただきます。

令和6年 第7回神崎市農業委員会定例総会の開催にあたり、会長よりご挨拶をお願いいたします。

(会長挨拶)

会 長

皆様、おはようございます。 最適化推進委員の皆様もご出席ありがとうございます。

皆様方はそれぞれ地域でいろいろと関わってあると思いますので、皆様が病気になどなってしまったら地域も大変なことになりますので、健康や体調管理には十分ご留意いただきまして、これからもよろしくお願ひしたいと思います。

それでは、只今から令和6年 第7回 神崎市農業委員会総会を開会します。

(総会の成立)

事務局長

本日の出席委員は11名です。

3番 嘉村委員より、欠席のご連絡を受けております。

定足数に達しておりますので、本日の総会は成立いたします。

(議長登壇)

事務局長

これより議事に入りますが、神崎市農業委員会会議規則第6条の規定により、会長に議長をお願いいたします。 よろしくをお願いいたします。

議長

それでは、お手元の総会次第に沿って、議事を進めます。

○日程第1 議事録署名委員の指名

神崎市農業委員会 会議規則 第21条第3項の規定に基づき、本総会の議事録署名委員は、7番 重松委員と 8番 野副委員を指名します。
よろしく申し上げます。

議長

○日程第2 会議書記の指名

本日の会議の書記は、事務局の山口局長、大隈係長を指名します。

議長

○日程第3 付議事件

議案は、議案第1号から第3号までの、3議案の 22件です。
報告は、報告第1号の 4件です。
ご審議、ご決定賜りますよう、よろしく申し上げます。

議長

只今から議事に入りますが、質問のある方は、挙手をして、指名を受けてから、必ずマイクを通して議席番号、お名前の後に発言されるようお願いいたします。

(議案第1号 申請番号1番は申請者の出席を求めず)

(議案第1号 農地法第5条関係)

議長

議案書の1ページをお願いします。

議案第1号、農地法第5条の規定による許可申請について議題とします。
申請番号1番について、事務局の説明を求めます。

事務局 【議案第1号、申請番号1番を議案書により説明】

第1号議案、農地法第5条の規定による許可申請について説明いたします。

申請番号1番、申請地の所在は、神埼町志波屋 字〇〇 〇〇番〇〇の田1筆の 387㎡であります。

転用の目的や理由、譲渡人、譲受人、施設の用途や資金などは記載のとおりです。

権利の内容は所有権の移転で、農地区分につきましては、住宅の用が連たんしていることから第3種農地と判断します。

また、転用許可基準につきましては、許可し得ると判断します。

位置図などにつきましては、2ページと3ページに添付しております。

その他申請に必要な書類として、土地利用計画図などがあり、資金については融資証明書があり、行政庁などとの必要な事前確認は済んでいて、周囲に支障が無いよう計画されております。説明は以上です。

議 長

説明が終わりました。申請番号1番について、地区担当委員のご意見をお願いします。

委 員【地区担当委員の意見】

第1号議案の申請番号1番の申請は私の担当地区です。申請内容については、事務局の説明のとおりです。

私も、地区担当の推進委員、申請者、事務局とともに、現地の状況や転用の内容を確認しましたが、申請地は、事業目的に適していると思われる土地で周囲の営農に支障が無いように計画されており、地区の同意もありますので問題は無いと思います。みなさまのご審議をよろしく願います。

議 長

これより質疑に入ります。何かご質疑ありませんか。
(質疑・応答)
(質疑等無し)

議 長

それでは質疑なしと認め、質疑を終了します。

(採決)

議 長

これより採決します。議案第1号、申請番号1番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員賛成であります。よって本件は、原案のとおり許可します。

(議案第1号 申請番号2番は申請者の出席を求めず)
(議案第1号 農地法第5条関係)

議 長

申請番号2番について、事務局の説明を求めます。

事務局 【議案第1号、申請番号2番を議案書により説明】

申請番号2番、申請地の所在は脊振町広滝 字〇〇 〇〇番〇〇の田1筆 1,052㎡のうちの 173㎡であります。

今回の申請につきましては、許可を受けていた一時転用の期間が終了となる箇所の、期間を延長する申請となっております。

転用の目的や理由、貸付人、借受人、施設の用途や資金などは記載のとおりです。

権利の内容は使用貸借権による権利の設定で、農地区分につきましては、農用地区域内農地であり、権利の内容は使用貸借による権利の設定で、転用許可基準につきましては、仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するために行うものであって、当該利用の目的を達成する上で当該農地を供することが必要と認められるものに該当します。

その他位置図などにつきましては、4ページと5ページに添付しております。

その他申請に必要な書類として、土地利用計画図などがあり、行政庁などとの必要な事前確認は済んでいて、周囲に支障が無いよう計画されております。説明は以上です。

議 長

説明が終わりました。申請番号2番について、地区担当委員よりご意見をお願いします。

委 員【地区担当委員の意見】

第1号議案の申請番号2番の申請は私の担当地区です。申請内容については、事務局の説明のとおりです。

私も、地区担当の推進委員、申請者とともに、現地の状況や転用の内容を確認しましたが、申請地は、事業目的に適していると思われる土地で周囲の営農に支障が無いように計画されており、地区の同意もありますので問題は無いと思います。みなさまのご審議をよろしくお願いします。

議 長

これより質疑に入ります。何かご質疑ありませんか。

(質疑・応答)

(質疑等無し)

議 長

それでは質疑なしと認め、質疑を終了します。

(採決)

議 長

これより採決します。 議案第1号、申請番号2番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員賛成であります。 よって本件は、原案のとおり許可します。

(議案第2号 農地法第3条関係)

議 長

次に、議案書の6ページをお願いします。

議案第2号、農地法第3条の規定による許可申請について審議します。事務局の説明を求めます。

事務局 【議案第2号、議案書を基に説明】

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について説明いたします。 3件ございます。

1番につきましては、親類間での農地の売買であります。

位置図を7ページに添付しております。

2番と3番は、地域の担い手農業者が農地を売買で譲り受けるものであります。 位置図を8ページと9ページに添付しております。

許可申請の要件は、農地法第3条の各号にある許可基準を満たしております。 説明は以上です。

議 長

説明が終わりました。 これより質疑に入ります。 何かご質疑ありませんか。

(質疑・応答)

(質疑等無し)

議 長

それでは質疑なしと認め、質疑を終了します。

(採決)

議 長

これより採決します。 議案第2号について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員賛成であります。 よって本件は、原案のとおり許可します。

(議案第3号 基盤強化促進法 農用地利用集積計画 利用権設定関係)

議 長

次に、別冊の議案第3号をお願いします。

農業経営基盤強化促進法、第18条第1項の規定による、農用地利用集積計画、利用権設定関係について議題とします。

(総括表の説明)

議 長

最初に、1ページの総括表について、事務局の説明を求めます。

事務局 【議案第3号、議案書の総括表を基に説明】

議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画 利用権設定関係について説明いたします。

法令に基づき農業経営基盤強化促進事業を実施する場合は、市町村は利用集積計画を作成し、農業委員会の決定を経て定めなければならない、となっておりますので、総会での議決を求めるものであります。

議案書1ページの総括表を説明いたします。

利用権設定関係総括表

神埼町、新規1件、再設定11件の計12件、内訳は田34筆の 44, 641㎡

千代田町、新規2件、再設定3件の計5件、内訳は田8筆の 22, 887㎡

神埼市の合計は17件の、内訳は田42筆の 67, 528㎡となっております。

なお、説明しましたすべての案件は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に規定された各要件を満たしていると考えます。

総括表による説明は以上です。

(農用地利用集積計画の審議)

議 長

総括表の説明が終わりました。

次に、議案書2ページからの農用地利用集積計画、神埼町新規の申出について審議します。事務局の説明を求めます。

事務局 【議案第3号、議案書を基に説明】

議案書 2 ページの、神埼町新規の申出について説明いたします。

申請内容は、左から、土地の所在、地番、地目、面積、10aあたりの賃料、設定する利用権の種類、貸し付け人、借り受け人、利用目的、借賃料、設定の始期、終期となっております。

設定する内容は、田2筆の 5, 253㎡であります。説明は以上です。

議 長

説明が終わりました。これより質疑に入ります。何かご質疑ありませんか。

(質疑・応答)

(質疑等無し)

議 長

それでは質疑なしと認め、質疑を終了します。

(採決)

議 長

これより採決します。農用地利用集積計画、神埼町新規について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員賛成であります。よって本件は、原案のとおり決定します。

(農用地利用集積計画の審議)

議 長

次に、議案書3ページからの農用地利用集積計画、神埼町再設定の申出について審議します。事務局の説明を求めます。

事務局 【議案第3号、議案書を基に説明】

議案書3ページから8ページの、神埼町再設定の申出について説明いたします。

設定する内容は8ページにございます、田32筆の 39, 388㎡であります。説明は以上です。

議 長

説明が終わりました。これより質疑に入ります。何かご質疑ありませんか。

(質疑・応答)

(質疑等無し)

議 長

それでは質疑なしと認め、質疑を終了します。

(採決)

議 長

これより採決します。農用地利用集積計画、神埼町再設定について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員賛成であります。よって本件は、原案のとおり決定します。

(農用地利用集積計画の審議)

議 長

次に、議案書9ページの農用地利用集積計画、千代田町新規の申出について審議します。事務局の説明を求めます。

事務局 【議案第3号、議案書を基に説明】

議案書9ページの、千代田町新規の申出について説明いたします。

設定する内容は田2筆の 6, 133㎡であります。説明は以上です。

議 長

説明が終わりました。これより質疑に入ります。何かご質疑ありませんか。

(質疑・応答)

(質疑等無し)

議 長

それでは質疑なしと認め、質疑を終了します。

(採決)

議 長

これより採決します。農用地利用集積計画、千代田町新規について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員賛成であります。よって本件は、原案のとおり決定します。

(農用地利用集積計画の審議)

議 長

次に、議案書10ページからの農用地利用集積計画、千代田町再設定の申出について審議します。事務局の説明を求めます。

事務局 【議案第3号、議案書を基に説明】

議案書10ページと11ページの、千代田町再設定の申出について説明いたします。

設定する内容は11ページにございます、田6筆の 16,754㎡であります。説明は以上です。

議 長

説明が終わりました。これより質疑に入ります。何かご質疑ありませんか。

(質疑・応答)

(質疑等無し)

議 長

それでは質疑なしと認め、質疑を終了します。

(採決)

議 長

これより採決します。農用地利用集積計画、千代田町再設定について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員賛成であります。よって本件は、原案のとおり決定します。

(報告第1号 農地法第18条第6項の通知関係)

議 長

次に、別冊の報告第1号をご覧ください。

報告第1号、農地法第18条第6項の規定による通知の確認についての報告です。事務局の説明を求めます。

事務局 【報告第1号、報告書を基に説明】

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知の確認についてご報告いたします。

農地法第18条第1項ただし書きの各号の規定により、農地の賃貸借について合意による解約などが行われた場合は、同法施行規則第66条により農業委員会に通知しなければならないとなっておりますので、受理したものを報告いたします。

内容は、農業経営基盤強化促進法による賃借権設定などの合意解約で、借り手の変更や所有権移転するために行われたものであり、先ほど法第3条申請や利用権設定申請により、審議を経て許可、決定されております。報告は以上です。

議 長

説明が終わりました。何かご質疑ありませんか。

(質疑・応答)

(質疑等無し)

議 長

それでは、報告第1号については以上で終わります。

議 長

以上で、本総会に付議された議案の審議は、全て終了しました。これをもちまして、令和6年 第7回神崎市農業委員会総会を閉会します。ご審議ありがとうございました。

9時 25分 閉 会